

壱岐振興局専決許可
 ー新規許可申請を受け付ける漁業ー

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第11条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	長崎県漁業調整規則第13条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
あわび漁業	あわび漁業（郷ノ浦町地区）	当漁業の操業区域は、次の基点1、2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域および基点3、4を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域とする。 （基点） 1．壱岐市郷ノ浦町麦谷触野島鼻北端 2．同市同町大浦触道の浦ティ崎西端 3．同市同町片原触弁天崎西端 4．同市同町郷ノ浦八幡崎西端 なお、基点1、2、3、4はそれぞれ漁業免許番号北共第50号の基点18、19、20、21と同点である。	12月21日から8月31日まで	定めなし	定めなし	25	長崎県壱岐市郷ノ浦町の区域に住所を有する者であること。	対象としない	対象としない	令和7年10月6日から令和7年11月5日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤関係漁業権者の意見書 ⑥漁業許可の適格性に関する申立書	・当漁業に用いる漁法・漁具は、やす・ほこ突き漁業、素もぐり、は具に限るものとする。 ・火光を使用して営んではならない。 ・殻長11センチメートル以下は採捕してはならない。	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
あわび漁業	あわび漁業（壱岐東部地区）	当漁業の操業区域は、次の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域とする。 （基点） 1．壱岐市芦辺町箱崎中山触埋立地フェリー岸壁南東角 2．同市同町諸吉大石触字東側472-12かねや別館前内防波堤北東端 なお、基点1、2はそれぞれ漁業免許番号北共第46号の基点1、2と同点である。	12月21日から10月31日まで	定めなし	定めなし	6	長崎県壱岐市芦辺町（瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎諸津触、箱崎江角触、箱崎本村触、箱崎谷江触、箱崎中山触、箱崎釘ノ尾触を除く）に住所を有する者であること。	対象としない	対象としない	令和7年10月6日から令和7年11月5日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤関係漁業権者の意見書 ⑥漁業許可の適格性に関する申立書	・当漁業に用いる漁法・漁具は、やす・ほこ突き漁業、素もぐり、は具に限るものとする。	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
あわび漁業	あわび漁業（石田町地区）	当漁業の操業区域は、次の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域とする。 （基点） 1．壱岐市石田町印通寺港東防波堤突端 2．同市同町印通寺港西防波堤突端 なお、基点1、2はそれぞれ漁業免許番号北共第47号の基点11、12と同点である。	12月21日から10月31日まで	定めなし	定めなし	10	長崎県壱岐市石田町の区域に住所を有する者であること。	対象としない	対象としない	令和7年10月6日から令和7年11月5日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤関係漁業権者の意見書 ⑥漁業許可の適格性に関する申立書	・当漁業に用いる漁法・漁具は、素もぐり、は具に限るものとする。 ・火光を使用して営んではならない。	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

壱岐振興局専決許可
 ー新規許可申請を受け付ける漁業ー

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第11条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	長崎県漁業調整規則第13条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
なまこ漁業	なまこ漁業（郷ノ浦町地区）	当漁業の操業区域は、次の基点1、2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域および基点3、4を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域とする。 （基点） 1．壱岐市郷ノ浦町麦谷触野島鼻北端 2．同市同町大浦触道の浦ティ崎西端 3．同市同町片原触弁天崎西端 4．同市同町郷ノ浦八幡崎西端 なお、基点1、2、3、4はそれぞれ漁業免許番号北共第50号の基点18、19、20、21と同点である。	12月21日から3月31日まで	定めなし	定めなし	25	長崎県壱岐市郷ノ浦町の区域に住所を有する者であること。	対象としない	対象としない	令和7年10月6日から令和7年11月5日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤関係漁業権者の意見書 ⑥漁業許可の適格性に関する申立書	・当漁業に用いる漁法は、やす・ほこ突き漁業に限るものとする。 ・火光を使用して営んではない。	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
なまこ漁業	なまこ漁業（壱岐東部地区）	当漁業の操業区域は、次の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域とする。 （基点） 1．壱岐市芦辺町箱崎中山触埋立地フェリー岸壁南東角 2．同市同町諸吉大石触字東側472-12かねや別館前内防波堤北東端 なお、基点1、2はそれぞれ漁業免許番号北共第46号の基点1、2と同点である。	11月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	6	長崎県壱岐市芦辺町（瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎諸津触、箱崎江角触、箱崎本村触、箱崎谷江触、箱崎中山触、箱崎釘ノ尾触を除く）に住所を有する者であること。	対象としない	対象としない	令和7年10月6日から令和7年11月5日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤関係漁業権者の意見書 ⑥漁業許可の適格性に関する申立書	・当漁業に用いる漁法・漁具は、やす・ほこ突き漁業、素もぐり、は具に限るものとする。	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
なまこ漁業	なまこ漁業（石田町地区）	当漁業の操業区域は、次の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域とする。 （基点） 1．壱岐市石田町印通寺港東防波堤突端 2．同市同町印通寺港西防波堤突端 なお、基点1、2はそれぞれ漁業免許番号北共第47号の基点11、12と同点である。	12月21日から3月31日まで	定めなし	定めなし	5	長崎県壱岐市石田町及び郷ノ浦町志原地区（釘山触、志原西触、志原南触、大原触、平人触）の区域に住所を有する者であること。	対象としない	対象としない	令和7年10月6日から令和7年11月5日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤関係漁業権者の意見書 ⑥漁業許可の適格性に関する申立書	・当漁業に用いる漁法・漁具は、やす・ほこ突き漁業に限るものとする。 ・火光を使用して営んではない。	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで